

情報通信審議会 電気通信事業政策部会  
ユニバーサルサービス政策委員会（第23回）

日時：令和3年6月28日（月）14：00～14：40

場所：WEB会議

委員：三友主査、関口主査代理、大谷専門委員、春日専門委員、砂田専門委員、  
長田専門委員、藤井専門委員

事務局（総務省）：今川電気通信事業部長、大村事業政策課長、川野料金サービス課長、  
大内料金サービス課企画官、瀬島料金サービス課課長補佐

**【三友主査】**

今回は意見に対する考え方及び答申案について議論を行いたいと思います。まずは事務局から説明をお願いいたします。

《事務局から答申（案）への意見に対する考え方案等について説明後、質疑》

**【関口主査代理】**

おおむね御意見は賛同が多かったということで、基本的に私はこの方向で構わないと考えておりますが、1点だけ、今後の議論に向けた方向性について御紹介ください。

意見と考え方の9ページ目において、NTT東西から、事後設置型の定義についてはこれから引き続いて検討いただきたいという旨の意見に対して、考え方として、これから継続検討するとあり、答申案の18ページあたりが対応するところだと思います。ユニバーサルサービスに災害時用公衆電話を入れることについては賛同いただいているということではあるのですが、法令上どのように定義をするかについて、特に事後設置型については機動的な対応を確保しておかないと臨機応変な対応ができない可能性があることから、画一的な設置基準を設けることはなじまない可能性がある旨の記述があります。この記述については賛成なのですが、ユニバーサルサービス制度において、法令上、どのような記述になるのか、今後どういう議論が必要なのか。

18ページ目の4行目の事前設置と事後設置について、両者を区別する合理的な理由に

は乏しいということから、実態としては事前設置型においても、公民館等に設置をするに際しては事前に地方自治体側との協議が必要となることを考えると、事前設置と事後設置、一体として定義が可能かどうかについて、事務局に今後の議論の方向性を御教授いただければと思います。

#### 【事務局】

答申案において、事前設置型、事後設置型の両者とも目的は同じであるところ、その設置基準につきましてもは違うものになると思っております。

具体的に事後設置型を法令上定義していくのかということについては、例えば、災害時公衆電話をまとめて定義した上で事前設置と事後設置を分けるのか、それとも事前設置型と事後設置型について個別に定義するのかについては、NTT東西の設置状況を鑑みながら、これから検討していかなければならないと考えているところです。

そのため、現時点で明確に御回答できるものはありませんが、引き続き重要な課題として認識しており、これから検討するものでございます。

#### 【関口主査代理】

答申案としては、継続検討ということを書き記していらっしゃる中で、今後の検討ということによってじっくり時間をかけて法令上の文言については詰めていくということについて、了解しました。

#### 【三友主査】

非常に重要でもありますし、災害は画一的に発生するものではありませんので、特に事後設置型についてはどのような形でユニバーサルサービス制度に収めていくのかということとは検討しなければならないと思いますが、ぜひ柔軟に対応できるよう、枠組みづくりをお願いしたいと思います。

#### 【長田専門委員】

意見に対する考え方の整理についても、答申案についても、同意をいたします。考え方において複数記載があるとおりに、第一種公衆電話を削減するときどのような視点で行うかという点は地域の皆様、利用者の皆様方の利便性を大切にするという旨の記載があり、

それを具体的に実施していくことは大変なことだと思いますけれども、丁寧な対応をお願いいたします。

**【事務局】**

パブコメの考え方として整理させていただいておりますとおり、こちらについては今後丁寧に対応していきたいと思っております。

**【春日専門委員】**

答申案自体については特に異論ありません。

前回の4月26日の委員会終了後、夜7時のニュースで本件について報道されており、気になったのでヤフーコメントの欄を確認したところ、漠然とした不安に関するコメントがとても多かった印象を受けましたが、ご提示いただいた意見募集における意見では内容を正しく理解したものが多く、そのような内容が減っているという印象を受け、より中立的な意見ではないかと思いました。同時に、漠然とした不安がどうしてもあると感じたことから、長田委員のお話にもありまして、今後の手続の着実性や透明性については、しっかりと対応いただく必要があるものと思いました。

また、1点だけ確認させてください。国民に対して周知を行っていくという旨の一文を付け加えていただいたのですが、意見のなかで気になったのは、公衆電話が減少に向かう際の時間感覚が、即座になくなるような印象を持っているように思えるものがありました。例えば、意見の14や16では、段階的にやっていくべきとあり、すぐにでも4分の1に減少してしまうのではないかということに対する不安のようなものを感じたところです。そのため、例えば、以前の委員会においてNTT東西から撤去期間について具体的な数字を委員限りで出していただいたことから、それを参考に撤去に係る時間感覚を書き込むことはできないないでしょうか。想定よりも早めに削減される可能性もあるため、数字を示すことにより時期がずれてしまった場合は問題だとは思いますが、可能な限りでかまいませんので、検討していただけたらと思います。

**【事務局】**

今後、答申をいただいて、制度として例えば設置基準を見直した場合に、どのように削減していくかについては、机上での計算だけではなくて、各地域の実情に応じて丁寧に考

えていく必要があると思っております。そのため、現段階で削減にかかる期間については簡単には申し上げられないですが、今後一定の時間がかかることはNTT東西から伺っています。最終的に利用者に対してしっかりと周知ができるようにしていくべきと考えております。

現時点では答申案に書き込むことについては難しいものと考えております。

**【三友主査】**

春日委員から発言のありました漠然とした不安に関する書き込みについては、公衆電話が削減されていくことに対する不安と考えてよろしいでしょうか。

**【春日専門委員】**

そのように解釈しました。特に意見の16のとおり、段階的に対応いただきたいという記載は、実情をしっかりと見て対応いただきたいという意味だと解釈したことから、急に削減されてしまうという不安を持っていると解釈できるようなコメントが多かったのではないかという印象を持ったので、そのような意味で申し上げました。

**【三友主査】**

大変重要な点であると思っておりますが、具体的な削減の期間について記載した場合、それが既成事実となり制約される場所もありますので、記載については慎重でなければならぬと思います。特に技術進歩などの問題も関係することから、本答申案では、このままの記載としていただいて、今後、NTT東西において計画を立てることになると思いますので、その際に考え方、方向性、期間等について改めてしっかりと周知をしていただくということで、いかがでしょうか。

**【春日専門委員】**

はい。結構でございます。ありがとうございました。

**【三友主査】**

もし御意見がなければ、以上をもちまして終わりたいと思います。

次回開催されます電気通信事業政策部会におきましては、私から当委員会の検討結果と

して、意見に対する考え方及び意見を踏まえた答申案につきまして報告することとしたい  
と思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

**【三友主査】**

ありがとうございました。それでは、そのほか何か皆様から、この機会に御発言があれ  
ばお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

**【砂田専門委員】**

拝見した感想について述べさせていただきます。KDDIから、交付金の負担における  
根拠の透明性に関する意見があり、個人の方からも、負担金算定の透明性に関する意見が  
ありましたことから、誰が、いつ、どのように負担をしていくかということについて、一  
般の方にも分かりやすい説明について、今後検討いただけたらと思いました。

例えば、現行のユニバーサルサービス制度の番号算定基準等を見ると、複雑な数式があ  
り、一般の個人の方が理解するにはとても難しいことから、あなたに負担していただく基  
準はこういう考えの下で算定しているということ、分かりやすく周知できると良いので  
はないかと思いました。

もう1点、これはNTT東西からの意見にあるとおり、災害時では、県外の遠方に対し  
て連絡したいというニーズも多いのだらうと思われるので、その点の検討は大切だと感じ  
ました。

**【事務局】**

今回に限らず、ユニバーサルサービス全体の周知について、例えば、番号単価がどのよ  
うに計算されているのか。総務省のホームページや基礎的電気通信役務の支援機関である  
電気通信事業者協会において周知・広報について取り組んでいくというのは、引き続き重  
要なことだと認識しており、引き続き行っていきたいと思えます。

また、災害時用公衆電話については、遠方への御連絡が多いと伺っております。考え方  
で示させていただいたとおり、答申をいただきましたら、ユニバーサルサービスとして位  
置付けるということになりますので、徐々にデータを蓄積して、今後検討していかなけれ

ばいけない事項だと考えております。

**【三友主査】**

ぜひ、プロセスの透明化に努めていただければと思いますし、今回の検討は公衆電話についてですが、それ以外の費用の算定等も含めて、検討しなければならない事項はまだあると認識しております。したがって、これで終わりということではなくて、この委員会に課せられた使命はかなり大きいと思いますが、今回初めてユニバーサルサービス制度に変更を加えることを行ったものと考えております。これをきっかけにして、制度自体を考えていかなければならないと思いますし、同時にブロードバンドのユニバーサルサービス化についても検討が並行して始まっております。それに関してもこの委員会は無関係ではありませんので、将来的にどのようにしていくかというところは、早々に検討が始まるのではないかと感じております。

**【事務局】**

社会経済環境の変化に対しての公衆電話の在り方については今回最後でございますけれども、引き続き検討しなければならない事項というのはたくさん頂戴しているものと思っております。今後検討するにあたって、引き続き皆様の御意見を頂戴しながら検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

**【三友主査】**

皆様のおかげをもちまして、大変うまく取りまとめられたのではないかと考えております。

それでは、これをもちまして、第23回ユニバーサルサービス政策委員会を終了いたします。

以上